医療施設等施設整備費補助金

事業名	オルの政立 (開兵 間の) 並 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業
尹禾石	スプリンクラー等防火対策設備については、火災が発	应原
	生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、 設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等	この事業は、病院が敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等に必要な経費を補助することにより、地震等の発生時における患者や周辺住民への被害を防ぐことを目的とする。
実施主体	平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年度政令第333号)等により新たにスプリンクラー等の整備を実施する義務の生じた施設又は設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設のうち、病院、病床を伴う診療所又は入所施設を伴う助産所の開設者	病院の開設者とする。
	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消化ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,174千円を加算する。 (1)通常型スプリンクラー対象面積1㎡当たり基準単価 23千円(2)水道連結型スプリンクラー対象面積1㎡当たり基準単価 22千円(3)パッケージ型自動消火設備対象面積1㎡当たり基準単価 27千円(4)消防法施行令(昭和36年政令第37号)第32条適用設備対象面積1㎡当たり基準単価 26千円 自動火災報知設備を新設する場合1施設当たり 1,222千円	対象の長さ1 m当たり 基準単価 93千円 (ただし30mを上限とする。)
対象経費	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む) 整備のために必要な工事費又は工事請負費 自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事 請負費	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工 事請負費
補助率	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む) 2分の1 自動火災報知設備 定額	3分の1